

労審発第 830 号

平成 28 年 1 月 29 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成 28 年 1 月 25 日付け厚生労働省発職 0125 第 1 号をもって労働政策審議
会に諮問のあった「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」につい
ては、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙 1 「記」及び別紙 2 「記」のとおり。

平成28年1月29日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成28年1月25日付け厚生労働省発職0125第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

その上で、3年以内既卒者等採用定着奨励金については、既卒者等の活躍機会をより一層確保することができるよう、運用状況等を考慮しながら、若者雇用促進法の指針を遵守していない事業主のみを支給対象としている支給要件等の必要な見直しを行っていくこととする。

平成28年1月27日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

労働政策審議会 職業能力開発分科会
分科会長 小杉 礼子

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成28年1月25日付け厚生労働省発職0125第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。